

建設環境常任委員会会議記録（概要）

令和7年9月5日（金）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第85号「所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

今回の条例改正は、今まで条例の中で経営の規模を定めていたものが、計画を参照するようになった。そういう旨の条例改正だと思うが、この参照する計画に関して、今までの条例に定められている項目や更新の頻度は変わらないという認識でよいか。

中林総務課長

頻度に関しましては、県の計画に沿って市の計画が定められるところがございまして、そちらが必ずしも定期的に改正をされるものではなく、その改正に応じてという形になってくるかと思います。

花岡健太委員

参照している内容は変わらないということか。

中林総務課長

参照している部分は変わりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第85号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第 8 6 号「所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定
について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

議案資料ナンバー 1 の 7 9 ページ、水道料金改定の概要の改定の背景の
ところに、要因として 3 つ挙げられており、施設の老朽化や物価高騰によ
る費用の増加とある。水道料金の中には、減価償却費として更新費用があ
らかじめその水道料金中に負担されているが、所沢市の場合、水道料金
中の割合はどのくらいだったのか。

中澤経営課長

あらかじめというよりは、建設改良工事を行った結果として、減価償却
が発生するという考え方でございまして、減価償却費の割合ですが、例え
ば、令和 5 年度の全体費用が 5 5 億 9, 0 0 0 円のうち減価償却費が 2 0
億 5, 0 0 0 万円、約 3 6 % という形になっています。

花岡健太委員

今回、減価償却の中での更新費用は、他市と比べ、所沢市は低かったの
かお示し願いたい。

中澤経営課長

他市の減価償却の比率が何%であるかといった数字は、今、手元に持つ
ておりません。

花岡健太委員

改定の背景の中に、県水購入単価の値上げが要因として挙げられている。上水道で4億円、下水道3.5億円と先日の議案質疑で示されたが、この県水の値上げの正当性について伺いたい。

県の1日の必要取水量と水源量、思川の開発が完了した場合の県が1日に取れる必要取水量と水源量についてお示し願いたい。

中澤経営課長

埼玉県全体の取水量や費用の内訳は、今、手元に持っておりません。

花岡健太委員

所沢市の出している資料によると、施設能力が1日12万2,408 m^3 で、施設利用率79.26%というデータが出ている。

別の資料によれば、平成29年度までは施設能力が17万2,000 m^3 あった。平成30年度から県水受水量見込み値と自己水源水量を足し、配水能力というのを記載しているが、本質的には、所沢市の配水能力どのくらいあるのか。17万2,000 m^3 か。

中澤経営課長

委員ご指摘の配水量、平成29年までの17万2,000 m^3 は、当市における浄水場、全4か所で配水できる能力として示しているものでございまして、平成30年度に数字が下がっておりますが、実はこの17万2,000 m^3 に関しましては、配水タンクが4基ある東部浄水場にもう1基つくることができるという計画があり、そうした事も想定して、お示ししていた数字です。しかし、水需要の減少により、この5つ目の配水タンクが

不要である等の判断を盛り込んだ結果の数値として、配水能力が平成30年度より12万2,000m³減少したということです。

花岡健太委員

今の説明だと、本来は5か所設置できるところを4か所に抑えて、造っていない1か所に関しては、この減価償却の中の更新費用、要は水道料金に転嫁されてしまうものはないという認識でよろしいか。

中澤経営課長

建設する予定がないので、減価償却としても盛り込んではいません。

花岡健太委員

その4か所の配水能力というのは具体的にはどれぐらいなのか。この平成30年以降、弾力的な数値が示されているので、5か所だと17万2,000m³で4か所だと、配水能力どれぐらいなのか。

ちなみに1日の平均取水量が、過去5年間大体9万7,000m³から9万9,000m³だが、おおよそ何%ぐらい施設で使ってるのか。

中澤経営課長

少し単純な計算でお答えしますが、今、平成30年度以降の計画における数字で申し上げれば12万2,000m³が日量、これを仮に365日稼働したとすれば、4,400万m³の配水能力があるという考え方になると思います。例えば、令和5年度の実績で配水量3,570万m³ですので、4,400万m³に対する3,570万m³、このぐらいの割合が、今稼働さ

れているという考え方になります。

花岡健太委員

この12万 m^3 という数字だが、これは県水の購入見込み量と、自己水源量であり、所沢市の実際の施設としての能力ではないと思うが。

中澤経営課長

配水池にはそれぞれ大きさによって何立米、何トン蓄えられるかの容量がございます。東部、南部、西部、第一浄水場それぞれにタンクがあるが、これらを合計してこれだけお水が貯められ、これだけ配水できるという形で、計算したものが12万2,000 m^3 という数字です。県から購入する水がどれだけかということと配水能力は、関係性がないということでございます。

花岡健太委員

令和7年度の地方公営企業繰出金通知が出ており、一般会計から特別会計に繰り出しが可能な項目が示されている。公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費だとか、いろいろな項目があるなかで、今回、特別会計に繰り出すことができるものはなかったのか。

中澤経営課長

一般会計の方から負担を受ける費用というのは、あらかじめ想定をし、水道料金とは別に計算をしているものでございます。

花岡健太委員

水道料金に関しては、地方創生臨時交付金の使用が可能だと思うが、そこはどれぐらい要望したのか。

中澤経営課長

いわゆる臨時交付金につきましては、例えば、今であれば、物価高騰、少し前であればコロナなどがございますが、これは一般会計、特別会計、企業会計含めて、市全体でどの施策に取り入れていくかといった全体的な政策の中で行っております。直ちに、企業会計の水道のほうに活用したいということだけで、決めるものではないと認識しております。

花岡健太委員

ちなみに、議案資料ナンバー１の７９ページ、１か月あたりの料金・使用料モデルケースに関して、口径１３mmで１０m³、一人から二人暮らしを想定しているところが一番高い２６．７％の改定率となっている。要は、水で商売をしているところより、公衆衛生や一般家庭で使うことが想定されている区分に一番高い改定率が設けられているわけである。

水道法の考え方而言えば、公衆衛生などそういったところを目的としているわけなので、こうした改定率は市民に負担を強いるものなので、水道法の観点からずれてしまっているのではないか。

中澤経営課長

いくつかの観点からの説明になりますが、まず、前回から今回ということだと、２８年前というのはまだ水の需要が今よりもあった時代ですので、需要に対して供給が追いつかない懸念もあり、水不足等が懸念される

背景もあった中で、使用量が増えると料金が上がるという設定がされていたという認識があり、そのいわゆる累進性という設定は今もなお残っております。

現状、水不足よりもむしろ水需要は減少傾向にある中で、今実際に少量使用者の部分は、原価割れが生じているような状況でございます。これを解消はしていませんが、若干改善の方向に持っていくということ、これは今回確かに改定率を見ると、そういう配慮はさせていただいたということでございます。これは、結局大口の使用者が減っていく、あるいは景気によって大口の使用者にばかり単価を高くしていると、やはり安定的な収入という部分で不安定さがあるので改善すべきという考え方があり改定率をこのような形にしております。

ただ一方で、今回これだけ改定率に差が出ているのは、例えば、6 m³から10 m³の従量区分は、10円、それに対して、大口の使用者の単価が30円、10円と30円ということで、金額では少量使用者の方が少ない。改定後の金額でも単価は少量使用者の方が安い単価になります。ですので、今回26.7%と例えば7.9%という大きな改定率に開きがあるのは、元の金額が少ない中でその比率というところだけ出てくるとこういう差が出てしまうというふうに認識をしています。

花岡健太委員

こうした口径が少ない一般家庭に傾斜をつけて比重を重くした改定というのは、他の自治体でも同様の改定を行っているのか。

中澤経営課長

今回他市の改定について、累進度の設定部分はしっかり検証できておりませんが、昨日、議案質疑の答弁でもありましたとおり、例えば、近隣をお示しするという事で昨日申し上げさせていただいたのが、従量料金の単価設定で入間市の場合は最低単価が75円、最高単価が320円、狭山市は最低単価が45円、最高単価が320円、川越市は最低単価が60円、最高単価350円、越谷市は最低単価が60円で最高単価が330円というふうに、使用量に合わせて単価が変わっていくという仕組みはどこの自治体もあるというふうに捉えたところです。

花岡健太委員

ちなみに今回この県水の値上げに関して、具体的な県のデータは分からないとのことだが、やはり県水の値上げに関しては、通知などが来ていると思う。県水がこれだけ値上がった分析というかやはり八ッ場ダムが減価償却が始まったからとかそういったところの分析があればお示し願いたい。

中澤経営課長

今回、県からの何度かあった説明に関して、我々も全て記憶しているわけではないですけれども、実際に様々な会議等で詳しいデータなども示されて、これだけ収支が赤字に転じてしまうという説明を我々所沢市だけでなく、関係市町とともに受けてきたものでございます。

昨日、議案質疑の中で答弁がありましたが、埼玉県のような説明によ

れば、やはり我々と一緒ですけれども、施設の老朽化、物価高騰の影響などによって、動力費、薬品費、修繕費、委託費、あとは人口減、節水意識の向上によって、実際には取水量の減少があり、赤字が出てしまうというような説明を受けたところでございます。

花岡健太委員

先日の議案質疑の中でも指摘されたことだと思うが、要は特別会計で独立採算制なわけで、こうやって値上げをしてしまうと、より市民の方は節水、節水自体は環境にとっても喜ばしいことだが、節水が進んで結果的には水の需要が減っていくという循環があると思う。これは独立採算でやっている限り、こうしたループというのは終わらないと思うが、それに関して今後の見通しというか、値上げに関してもどうなっていくと思っているのか、独立採算についてどうお考えなのか、お示し願いたい。

中澤経営課長

独立採算だからというところのお答えになるかどうかかわからないのですが、昨日、議案質疑でもございましたけれども、確かに節水を呼びかけることで、市民の皆様が節水すると、水需要が減少してしまうということは、ご指摘のとおりだと我々も感じております。

しかし、我々としては、やはり水は限りある貴重な資源であって、引き続き、無駄のないように使っていただきたいという呼びかけはしていきたいと思います。ただ一方で必要な水を適切に使っていただくこと、その結果として、どんな形で我々の経営状況に反映されるかというところは、何

とも言えないわけですが、そこをしっかりと定期的に検証することで適切な運営、料金設定というものをしていくことが必要であるという考えでございます。

確かに、節水も含めて水需要が減少していく中では、やはりその減少に応じて取るべき対応というのも当然考えていかなければいけないと思っております。我々としては、昨日議案質疑でも答弁があったとおり、耐久性の高い素材を導入したり、施設のダウンサイジングといったような、水需要の減少に対応するような経営努力も当然していくことで、費用のほうの削減といったところも、努めていきたいと考えております。

花岡健太委員

ダウンサイジングの件も計画に載っているが、施設規模をダウンサイジングとはどれぐらいの規模を想定しているのか。

中澤経営課長

今回、この計画の中でダウンサイジングとして位置付けているものとしては、西部浄水場の耐震も含めた更新をさせていただくわけですが、この中で従来の配水池よりも、配水能力を少し下げたもの造る、例えばこういったことがダウンサイジングの中に含まれているというところでございます。

花岡健太委員

今回、年間で一世帯当たり負担が増える金額や対象世帯はどれぐらいを見込んでいるのか。

中澤経営課長

議案資料ナンバー１にお示ししておりますが、７９ページの一番下には一般世帯のモデルケースとして、月額が増加額が、例えば１３mm 口径で１０m³使った場合、月額４４０円、２０mm 口径で２０m³、三人から四人暮らしを想定しているということで９７３円、これを１２倍した数字が１年間で増える、ある程度の金額となります。給水戸数という意味では、例えば、令和５年度の数字で申し上げれば、１６万９，０００世帯ぐらいですので、影響という意味では、世帯数では約１７万世帯、給水人口で言えば約３４万２，０００人ということになります。

秋田孝委員

所沢市と接している東京都の清瀬市や東村山市の改定率や金額は分かるか。

中澤経営課長

東京都の水道料金は、東京都水道局で一律でございます。下水道に関してはそれぞれ自治体で異なります。その合算で申し上げますと、今回、改定という動きは特には把握していませんが、現行の料金では、例えば１３mm 口径１０m³場合、現行の所沢市は税込金額で１，６５０円に対して、清瀬市は１，８３０円、東村山市は１，９０３円という数字になっておりますので、所沢市のほうが若干安いという設定でございます。

ただ、改定をお認めいただいた場合には、所沢市が２，０９０円になりますので、清瀬市の１，８３０円、東村山市の１，９０３円より若干高く

	なるというところでございます。
秋田孝委員	水道局で例えば一律だということなら、金額は清瀬市も東村山に同じでもいいと思うが、それは自治体によって少し変えられるのか。
中澤経営課長	水道は一律、下水が若干違うということでございます。水道料金で申し上げますと、清瀬市も東村山市も今の10 m³使ったときの金額は1,067円で一律です。下水がそれぞれ763円、836円となっているため、合算額が若干変わっています。
秋田孝委員	東京都の清瀬市や東村山市は、荒川から引いているのか。
森田下水道整備課長	多摩湖や狭山湖から村山の浄水場に行って配られている部分と、利根川から一部流入されている部分と両方ございます。三多摩地区については、この多摩湖の部分のところの割合が高いかと思います。
山口浩美委員	松が丘の水道管破損事故を踏まえて、老朽管更新計画をどのように前倒し、強化していくのか。また、今回の値上げによる収入増を具体的にどの事業に充て、どの程度の更新率改善に繋がるのかお示し願いたい。
古澤水道建設	松が丘の漏水事故があったわけですが、経営計画のほうでは、毎

課長

年約9.8kmという距離で更新を進めるということで計画しておりますので、老朽化した部分というのはその漏水の実績や土壌が悪いところなどを優先的に、これからも前倒しというよりも、これまでやってきたとおり、優先箇所を見極めながら、さらに進めていくというところで、粛々と更新を続けていくというところです。

中澤経営課長

費用をどのように配分していくかというところでございますが、これは今、建設課長が申し上げたとおり、他の事業も含めた全ての事業でシミュレーション立てて、収益を充てていくという考え方です。

【質疑終結】

【意 見】

花岡健太委員

日本共産党所沢市議団を代表して議案第86号「所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」について反対の立場から意見を申し上げます。

今回の改定は、平均改定率24.6%で、口径13mm、10m³の一人から二人暮らしを想定する一般家庭に最も大きい改定率26.7%を課すものです。これにより影響を受ける世帯は、16万9千世帯、値上げ幅は、年間一人から二人暮らしを想定した場合は5,280円、三人から四人暮らしを想定した場合は11,676円が示されています。

これでは、水道法が定める生活に欠くことの出来ない水を低廉な料金で

供給するという役割が果たせません。

県水購入単価の値上げ要因ですが、損益収支が悪化したのは大型水資源開発事業八ッ場ダムが減価償却が始まったことがきっかけであると認識しています。過大な水需要を見込み、反対を押し切って進めたダム建設の赤字責任を市民に押し付けるべきではありません。

今回の料金改定には、水需要の減少も要因として挙げられていますが、公営企業経営による独立採算制により料金を引き上げれば、また節水対策を促し、水需要が減少するという悪循環に陥り、結果として経営安定化が遠のきます。公営企業経営を見直し、水道法の使命を直営として守るべきです。

よって、公共の福祉の増進を本来の目的として定めた地方公営企業法第3条に基づき、水道料金の引き上げは認められません。

山口浩美委員

議案第86号「所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」公明党を代表し、賛成の立場で意見を申し上げます。

水道事業は、市民生活に不可欠な重要インフラです。本市の水道事業は平成10年以来28年間にわたり値上げをせず、経営努力を重ねてまいりました。維持管理において「有収率」が全国的にも高い水準を維持していることは評価すべきものです。しかし一方で、県水の値上げや資材・維持管理費の増大、さらに松が丘での水道管破損に象徴される老朽化対応が避けられない現状があります。こうした中、今回の24.2%の料金改定は、

市民に大きな負担ではあるものの、必要最小限にとどめており、将来世代に過大な費用リスクを先送りしないためにも、やむを得ない判断と考えます。

市民の皆様の顔を思い浮かべると心が揺れ判断に迷いますが、市民への丁寧な周知と、引き続きの経営努力を求めつつ、持続可能で安心・安全な水道事業の運営を期待し、苦渋の決断ではございますが賛成意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第86号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案８７号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

下水道の公共インフラの維持管理、老朽化対策を支援するための交付金があると思うが、この防災安全交付金というのが、改築での修繕は対象外なのか。

中澤経営課長

今、要綱の詳しいところは持ち合わせていないのですが、全ての修繕、改築が対象になるということではなくて、例えば耐震の中でも重要給水施設へ繋がるものであるとか、条件がいくつかあるというふうに認識しているところでは。

花岡健太委員

下水道事業において、固定費と変動費があると思うがその割合はどのくらいなのか。

中澤経営課長

固定的な費用という意味では、人件費、検針費用、あとは施設の維持管理費、こういったところが固定費で、一方、変動費といいますと、受水費とか薬品費といったものというふうに認識しておりますが、資料が手元にないため、具体的に何%というところはお示しできません。

花岡健太委員

今回この下水道料金も値上げされるわけだが、今後も、水需要が減って

いき、議案質疑の確認となってしまいが、次の改定はどういった計画になっているのか。

中澤経営課長

下水の場合は、令和8年度から16年度までの計画で今回9年間になりますが、そこでの費用と収益を想定して改定率を設けておりますので、そこまでの期間が終了を迎える頃には収支の検証、計画策定と併せて検討を行う必要があるものと考えております。

山口浩美委員

八潮市で発生した事故のような事態を本市で防ぐために、どのような老朽対策更新計画を具体的に進めていくのか、また、今回の改定による収入増はどの部分に優先的に充当されるのか。

中澤経営課長

所沢市はこれまでも、ストックマネジメント事業と称しまして、ただ耐用年数に応じて更新するというのではなく、必要な箇所を調査し、その中で必要な箇所を更新していくことで、平準的に費用を保ちながら維持管理に務めているところでございます。

今回、先ほどの水道会計の回答と一緒にですが、当然、ストックマネジメント以外の事業も含めた下水道事業全般をしっかりと想定して、それに合わせた使用料の配分というものを行っていきたいと考えております。

【質疑終結】

【意 見】

花岡健太委員

日本共産党所沢市議団を代表して議案第 8 7 号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」、反対の立場から意見を申し上げます。

下水道は独立採算が原則で、家庭から出る汚水の処理費用は受益者負担とされていますが、健康で衛生的な市民生活を維持するために不可欠なものです。

今回の改定により平均改定率 1 5 %、対象は 1 6 万 9 千世帯、一世帯当たりの平均値上げ幅は、一人から二人暮らしを想定した場合は 5, 2 8 0 円、三人から四人暮らしを想定した場合は 1 1, 6 7 6 円となります。

下水道法 3 条に「公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。」とあるように住民の公衆衛生を維持するのは自治体の責務です。そして、その重要性和公共性を考えたら国が維持管理費を負担してしかるべきです。

基盤整備には莫大な費用がかかり、それを受益者負担で賄うことは市民の負担をさらに強いることになり、下水道を含む基礎的なインフラの維持管理・更新等は、国負担にするなど大胆な見直しが必要です。使用料の値上げは認められません。

山口浩美委員

議案第 8 7 号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」、公明党を代表し、賛成の立場で意見を申し上げます。

下水道事業もまた、市民の生活環境や衛生を守る上で不可欠な公共イン

フラです。しかし、事業を取り巻く環境は厳しく、維持管理経費の増大や施設の老朽化が大きな課題となっています。県内八潮市においては老朽化に伴う事故も発生しており、本市においても対策を先送りすることは許されません。

今回の改定は市民に新たな負担をお願いすることになりますが、老朽化施設の更新や安全確保に充当され、将来的なリスク回避につながるものであり、やむを得ない改定と判断いたします。

市民の皆様の思いを考えると本当によいものかと考えますが市民への丁寧な説明と、今後も経営努力を怠らず、持続可能で安心・安全な下水道事業を推進されることを強く求め、賛成の意を表します。

【意見終結】

【採 決】

川辺浩直委員長

議案第87号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時47分）

（説明員交代）

再 開（午前9時49分）

○議案第 83 号「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

議案資料ナンバー 1、67 ページだが、旧条例と新条例で、(2) と (3) が追加されているが、このあたりの説明を願いたい。

大河原都市計画課副主幹

こちらは景観法に基づく届出の対象行為を列記させていただいているところになりますが、法律上、届出の対象にしない行為を条例上ここで載せている形になります。

現行の条例上の対象とはあまり変わってはおりませんが、2 号のほうで一時的な仮設建築物というところが、法律上では適用除外と読み切れないところがある可能性が高いというところで今回改めて追加させていただいたものになります。最後については元々の現行でも読める内容ですけど読みにくいので明確化させたものになります。

花岡健太委員

議案質疑でも指摘されていたと思うが、景観法の中で事前に協議を行うことというのは、法律上、規定がないものと認識している。事前協議に関する法的な根拠はどういうものなのか。

大河原都市計

景観法第 8 条で景観計画を定める際に景観を形成する基準等を定める

画課副主幹

規定があります。そちらの方で届出等の景観の基準等を見させていただいていますが、それをより徹底して景観づくりをしていただくための制度として、今回事前協議を定めさせていただきますので、それをきちんと根拠付けるために条例に位置づけるものになります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第83号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第 8 4 号「所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行
に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

今回、事務所の場所を本庁舎に移動するための条例改正だと思うが、庁
舎の中のどこに事務所が設置され、人員や業務はどうなるのか。

吉田所沢駅西
口区画整理事
務所長

移動する場所ですが、本庁舎 5 階 5 0 3 会議室になります。人員と業務
につきましては、現状と変わりありません。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第 8 4 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第107号「所沢駅ふれあい通り線整備工事（その7）請負契約
締結についての一部変更について」

【補足説明】な し

【質 疑】

秋田孝委員

工事完了予定を確認したい。

吉田所沢駅西

ふれあい通り線の開通につきましては、令和15年3月を予定していま

口区画整理事

す。

務所長

【質疑終結】

【意 見】な し

【採 決】

川辺浩直委員

議案第107号については、全会一致、可決すべきものと決する。

長

○議案第109号「狭山ヶ丘・雨水貯留施設築造工事請負契約締結について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員長

議案第109号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時57分）

（説明員交代）

再 開（午前9時58分）

○議案第 8 2 号「所沢市土砂の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

2021 年の 4 月 3 日に発生した静岡県熱海市で起きた事件が、契機となって作られた新しい法律だと思うが、今回の条例改正は、所沢市が宅地造成及び特定盛土等規制法における宅地造成等工事規制区域に指定されたことが、主因となっている。規制区域の種類の説明を願いたい。宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域といろんな種類があると思うが、所沢市が選ばれた理由と説明を願いたい。

三浦環境対策
課長

宅地造成等工事規制区域というのは、市街地や集落その周辺などについて盛土によって人家等に危害を及ぼしうるエリアの事です。

一方で特定盛土等規制区域というのは、市街地集落から離れているけれども、地形等の条件から盛土等によって生命身体に危害を及ぼしうるエリアです。

所沢市が宅地造成等工事規制区域に選ばれた理由としては、山間部というわけではなくて、やはり市街地や集落エリアだからと考えられます。

花岡健太委員

この宅地造成及び特定盛土等規制法には懸念点があり、法律の目的に、この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂

	の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする」とある。 しかし、所沢市の条例の中には、生活環境の保全に寄与することが目的であると書かれているが、今後、県が周知や許可を行っていくに際して、この生活環境の保全が目的から外れてしまうことは何か影響があるのか。
三浦環境対策課長	条例では、生活環境の目的は外されてなく、生かしているわけです。 委員のご指摘は、法律に生活環境の保全がないことが懸念点であるという意味だと思いますが、法律のほうは、県が許可をするので生活環境の保全ということではなく、災害の防止といったところで堆積の許可をしています。市は生活環境の保全に関する土壌の汚染の物質について確認をするといったようなことなので、きちんとすみ分けられており、所沢市内において、生活環境の保全が脅かされるような状況にはなく、変化があるものではありません。
花岡健太委員	条例改正で、土砂の堆積の許可、住民への周知、許可の基準と変更の許可、変更届出、許可の取り消しなどが市の条例から外されて、県のほうに移るわけだが、今の市条例と県条例で、実際行っている周知方法や許可基準などの変更はあるのか。
三浦環境対策	こちらの許可のほうが外れるのは、県条例に行くのではなくて、法律の

課長	方が面倒見るので、法律に基づき県が行うといったところでございます。 権限を持つ県のほうが盛土の指導や許可をしていくわけですが、そちらについては、一緒に立ち入り検査などをして情報を共有したところでございます。
花岡健太委員	基準は、変わっていないということによろしいか。
三浦環境対策課長	法律のほうが厳しくなっており、いろいろ細かい基準が決まっております。
花岡健太委員	宅地造成及び特定盛土等規制法は、法に対して、条例または規則で強化や付加が可能な規定がある。例えば、広島県呉市や福山市、愛知県豊田市では、特定盛土等規制区域における許可対象規模を宅地造成等工事規制区域の許可対象と同等規模まで引き下げているようなところがある。 埼玉県法律に基づいた規制というのは、こうした許可や付加等、上乗せで規定されているのか。私が埼玉県の規則を見たときに、技術基準の付加という項目が規則にあったが、埼玉県はこの基準に何か上乗せをしているのか。
三浦環境対策課長	宅地造成等工事区域に関して、上乗せはありません。

川辺浩直委員
長

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第82号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前10時7分）

（説明員交代）

再開（午前10時8分）

○議案第１１０号「北野下富線（４工区）道路築造工事（下部工その２）
請負契約締結について」

【補足説明】な し

【質 疑】

大舘隆行委員

完成予定は令和１１年頃ということだったが、そのあたりは変わらないか。

岩崎道路建設
課長

完成予定は令和１１年度を予定しており、それに向け、今、工事を進めているところでございます。

【質疑終結】

【意 見】な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第１１０号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第 1 1 3 号「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第 1 1 3 号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第 1 1 4 号「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第 1 1 4 号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第 1 1 5 号「市道路線の廃止について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

大館隆行議員

この道路は全く使っていなかったのか。

山田建設総務

私どものほうで調査させていただいた限りは、もう山林の中で竹が生え

課長

ている状態でしたので、使われていないということで認識しています。

大館隆行議員

価格はどのくらいで売り払われるのか。

山田建設総務

今回、認定の廃止をお認めいただき、調査という形になりますので、金

課長

額はまだ分かりません。

大館隆行委員

今回売り払いになった経緯をお示し願いたい。

山田建設総務

周辺の両方の土地をお持ちの方から、今後の利用計画を含めて一帯利用

課長

したいというお話をいただき、また、地元の自治会のほうからも廃止という
ことで同意を得られたためです。

大館隆行委員

地目は、山林と畑どちらなのか。

山田建設総務
課長

周りは山林です。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

川辺浩直委員
長

議案第115号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時14分）

（説明員退室、休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時51分）

○視察について

川辺浩直委員
長

所管事務調査（視察）の件について、視察の時期は10月27日から29日とし、視察先は、10月27日に春日部市、28日に長崎県庁、29日に福岡県庁へ視察を行い、所管事務調査「市街地整備について」及び「土地利用について」について調査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員了承）

散 会 （午前10時53分）

建設環境常任委員会

令和7年9月5日(金)

開 会 午前 ・ 午後 9 時 0 分
散 会 午前 ・ 午後 10 時 53 分
場 所 第 6 委員会室

委 員 長	川 辺 浩 直	✓
副 委 員 長	花 岡 健 太	✓
委 員	島 田 一 隆	✓
〃	前 田 浩 昭	✓
〃	山 口 浩 美	✓
〃	中 毅 志	✓
〃	大 舘 隆 行	✓
〃	秋 田 孝	✓

議 長	粕 谷 不二夫	
-----	---------	--

●説明員等出席表

【建設環境常任委員会】 令和7年9月5日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
環境クリーン部		部長	畑中 武
環境クリーン部		次長	大久保 千明
環境クリーン部	環境対策課	課長	三浦 直子
環境クリーン部	環境対策課	副主幹	中留 悠介
環境クリーン部	環境対策課	主査	竹内 祐樹
街づくり計画部		部長	遠藤 弘樹
街づくり計画部		理事	工藤 順一
街づくり計画部		次長	高野 淳
街づくり計画部	都市計画課	課長	増子 雄一
街づくり計画部	都市計画課	副主幹	大河原 梢
街づくり計画部	都市計画課	主査	豊田 佳隆
街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	課長	吉田 稔
街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	主幹	肥沼 宏泰
街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	主査	坂本 健一
街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	主査	三瓶 丞
街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	課長	宮崎 智弘
街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	副主幹	郡山 馨
街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	主査	森田 惇

● 説明員等出席表

【建設環境常任委員会】 令和7年9月5日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
建設部		部長	肥沼 宏至
建設部		次長	吉田 進一
建設部	建設総務課	課長	山田 和弘
建設部	道路建設課	課長	岩崎 幸司
建設部	道路建設課	主査	木下 眞阿
上下水道局		上下水道局長	仲 正之
上下水道局		次長	草薨 秀夫
上下水道局	総務課	課長	中林 正太
上下水道局	総務課	副主幹	岩雲 一如
上下水道局	経営課	課長	中澤 宏和
上下水道局	経営課	主査	向井 達哉
上下水道局	窓口サービス課	課長	村中 慎児
上下水道局	窓口サービス課	主査	大橋 直子
上下水道局	水道建設課	課長	古澤 祐晴
上下水道局	水道建設課	主査	松本 俊介
上下水道局	下水道整備課	課長	森田 敏幸
上下水道局	下水道整備課	副主幹	田村 真一

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	主査	山玉 和男
議会事務局	主任	羽鳥 弘美